

住所表記の変更について

住所表記の変更に関する説明会

- 01 説明会の目的
- 02 複数の住所表記の問題
- 03 ガイドラインと候補地域
- 04 住所変更で変わること
- 05 今後の予定

日付:令和7年3月5日、8日 場所:駅前公民館
作成:福知山市 地域振興部 まちづくり推進課

字天田
(一部)



駅前町

説明会の目的

住所表記の変更について理解を深めていただくこと

みなさまへのお願い

説明会後に送付するアンケート調査に御協力ください

複数の住所表記について

適切な郵便番号

正式な住所

- ①〒620-0045 福知山市字天田126番地の6
- ②〒620-0000 福知山市字天田126番地の6
- ③〒620-0045 福知山市字天田小字榎原口外126番地の6
- ④〒620-0045 福知山市駅前町126番地の6
- ⑤〒620-0045 福知山市字天田駅前町126番地の6



すべて同じ場所を表している

(配送や手続き等に支障がなければ、全て使用可能な住所といえる)

複数の住所表記による市民の困りごと

住所を使い分ける理由

ウェブサイトで字名が入力できない

郵便番号検索結果の表記が正しい住所と思われる

本人確認が必要な手続きや荷物の受け取りができなかった

自治会名を入れないと配送物の誤配がある

(令和5年度アンケート調査より抜粋)

アンケート調査概要

アンケート調査

対象者: 宇田田等の広域な字に住む18歳以上の無作為抽出で選ばれた1000人

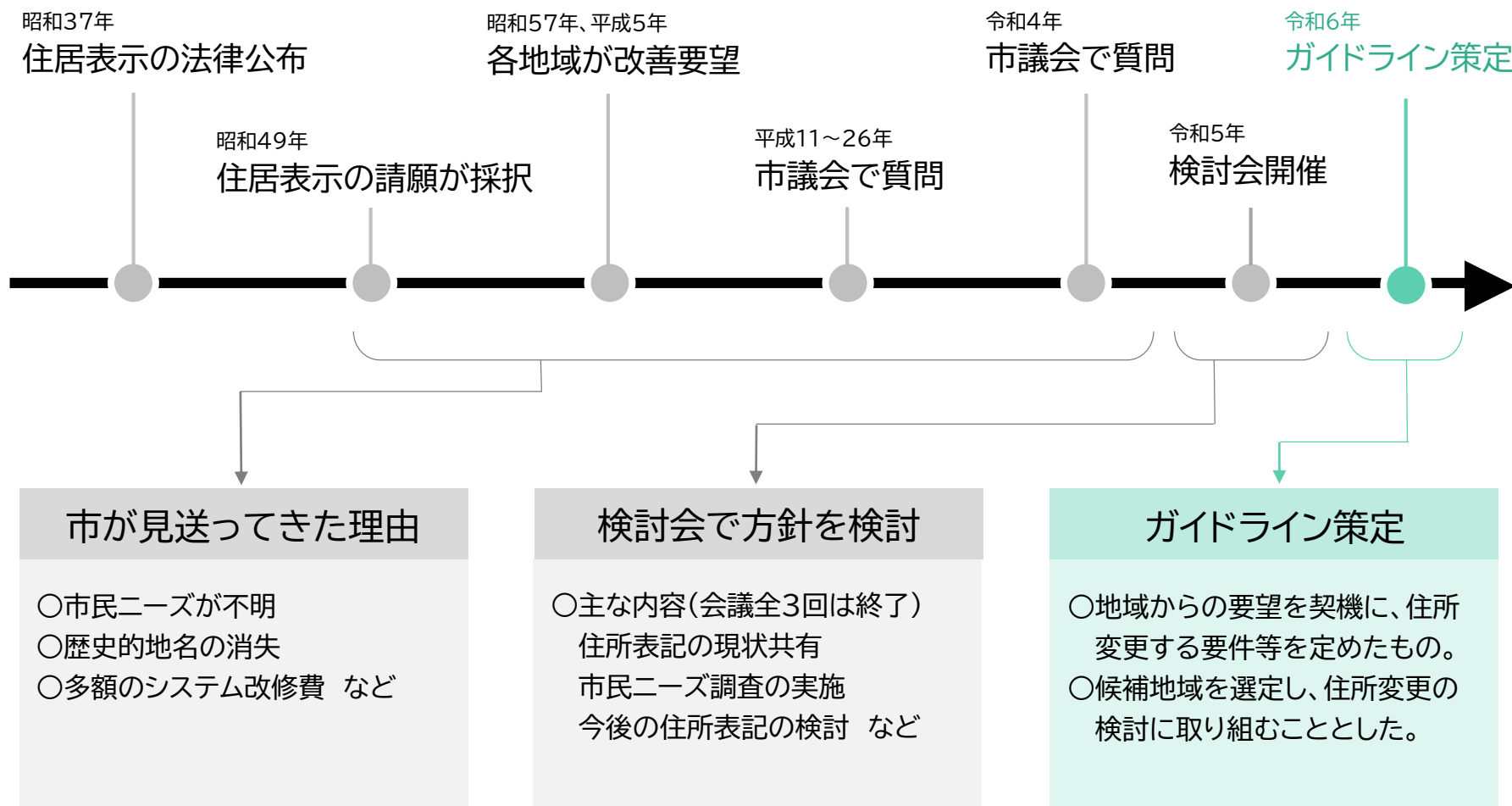
実施方法: アンケート用紙(調査票)の送付・返送

主な問い: 住所表記を変えたいかどうか

調査結果

結果: 回答者数 421人 / 1000人 回収率: 42%

住所表記にかかる議論の経過



ガイドラインにおける変更要件

住所表記の本市の方針や変更手続きを示したガイドラインを策定。(R6.12月)
変更希望の地域から随時相談を受け付け、住所表記の変更要望に対応します。
住所表記の変更要件は次のとおりです。

変更に必要な5つの要件

☒ 変更区域等

・今回の候補地域は条件を満たしています。(市街地、区画整理地外など)

☒ 新町名

・自治会名、行政区名、郵便番号の町域と整合性がとれる「駅前町」がふさわしいと考えます。

☐ 説明会の開催

・自治会や住民・事業者への説明会を開催することが必要です。

☐ 地域内合意

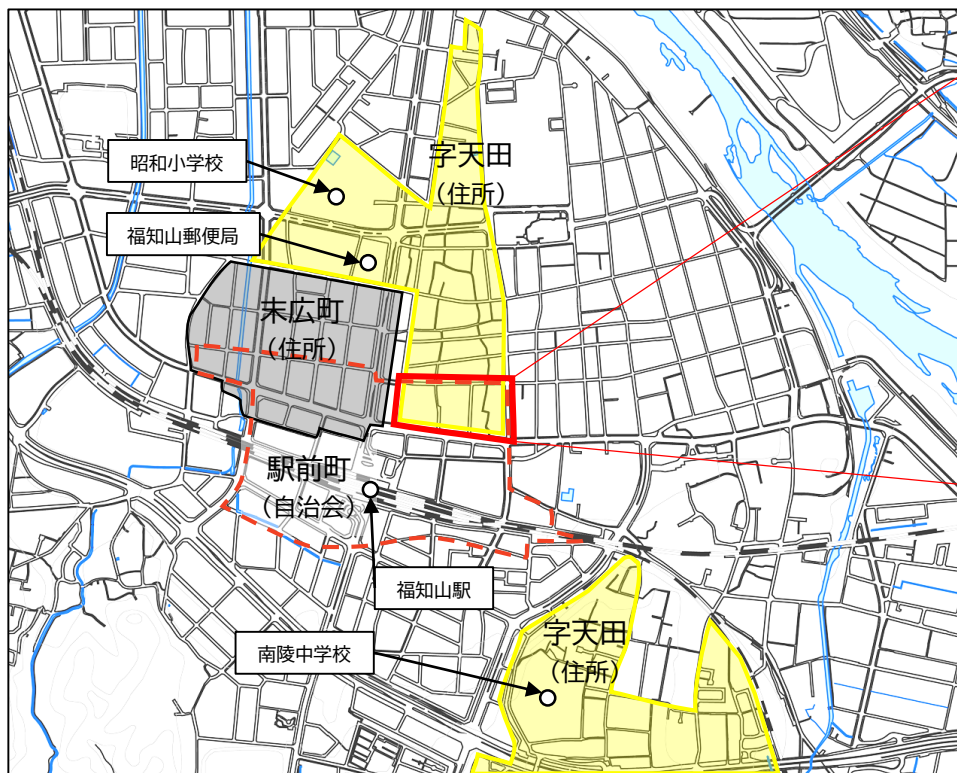
・「関係人の同意」は、変更区域内の住民及び事業者の3/4以上の同意が必要です。
・関係する「自治会の合意」も必要です。

☐ 要望書の提出

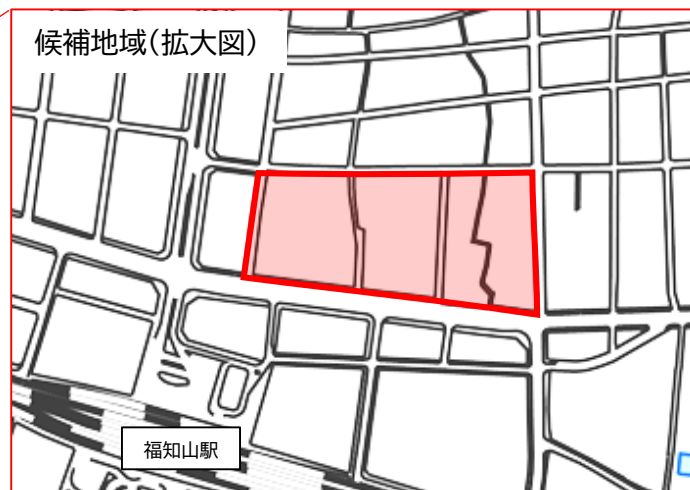
・自治会から要望書の提出が必要です。

候補地域について

候補地域 字天田の一部(駅前町自治会内)



候補地域(拡大図)



※「候補地域」とは、市街地のうち、土地や街区の状況から、住所表記の変更の支障がほかの地域に比べて少ない地域として、市が選定した地域をいいます。
※「福知山駅正面通り商店街東側」から「フレッシュバザール福知山お城通り店」までの区画。
地積:約24,420㎡

候補地域の選定理由

地元要望があり、街区も明確で、近年の地籍調査事業が完了しているため。

住所変更後のイメージ

	現在	変更後
住所	<u>字天田</u> 126番地の6	<u>駅前町</u> 126番地の6
登記	<u>字天田小字榎原口</u> 126番6	<u>駅前町</u> 126番6
郵便	〒620- <u>0000</u> ※「字天田」における番号として	〒620- <u>0045</u>
変更のないもの	行政区 自治会の区域 通学区域 ごみの収集日・集積所	

※「住所」とは、住民票上の住所のこと、「登記」とは、土地登記簿の所在のことです。

※候補地域では、地番の変更はありません。

※住居表示ではなく、地方自治法第260条による町界町名変更を採用する想定です。

住所変更が行われるとどうなるか

変わること



申請や手続きで住所が統一される



誤配の解消が期待できる



通報時の場所の特定が容易になる

変更に伴う負担



住所変更手続きの負担(不動産登記、
ライフライン、年金、各種契約など)



市の財政負担

➡今回は小規模のためシステム改修費は
かからない見込み。

住所変更手続きについて(主なもの)

手続きの規模は、最大で引越し時と同程度と考えられます。

詳細については、住所変更実施時に冊子の発行を想定しています。

住所変更の証明書(住民票)は無料での発行を想定しています。

手続きが必要なもの(住民・事業者が変更)

マイナンバーカード	年金(厚生・個人)
運転免許証	年金(国民)
自動車(車検証)	※マイナンバー登録・連携済なら手続き不要
電話(固定電話・携帯電話)	身体障害者手帳
保険	犬登録
電気	各種免許・認可・登録等
金融機関	不動産登記簿(権利部)
	法人登記簿

など

手続きが不要なもの(行政が変更)

住民票
印鑑登録
水道の給水契約
児童手当
こども医療費受給資格者証
不動産登記簿(表題部)

など

説明会の開催

今回の説明会がこれにあたります。

アンケート調査(同意確認調査)

関係人に調査票を送付します。
回答の御協力をお願いします。

アンケート集計結果のお知らせ

関係者に結果をお知らせします。
関係人の同意割合を判断します。

関係人3/4以上の同意

+

自治会の合意・要望書提出

住所変更事務(市)

1～2年要します。

議会の議決・変更の施行

令和8年度の想定。

※関係人とは、変更区域内の住民及び区域内で恒常的に事業を営んでいる者(事業者)のこと。

※関係者とは、関係人と地権者を含めた総称です。

住所変更には、住所変更手続きの負担を伴いますが、
今後の住所に関するトラブルの解消・防止が期待できます。
地域のみなさまの御意向をお聞かせください。

後に送付するアンケートへの
御協力をお願いします